に犯罪被害者等が出頭する場合の旅費についても公費により負担している。

(7) **司法解剖後の遺体搬送費等に対する** 措置

【施策番号18】

都道府県警察においては、司法解剖後の遺体を遺族宅等まで搬送する費用や解剖による 切開痕等を目立たないよう修復するための費 用を公費により負担し、遺族の経済的、精神 的負担の軽減を図っている(司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復に要する経費(国庫補助金):26年度116百万円,27年度116百万円)。

○ 海上保安庁においても、司法解剖後の遺体を遺族宅まで搬送する費用や解剖による 切開痕等を目立たないよう修復するための 費用を公費により一部負担している。

犯罪被害者等への支援について(海上保安庁)





提供:国土交通省

(8) 医療保険の円滑な利用の確保

【施策番号19】

厚生労働省においては、犯罪被害者であることをもって保険診療を拒むことは法律上認められていないため、平成23年度及び25年度に改めて、その旨の保険医療機関への周知を

徹底した。仮に保険診療の実施を拒まれる事例があれば、地方厚生局から当該医療機関に対して適切な指導を行うことにより、犯罪被害者の医療保険利用の利便性を確保することとしている。

(3) 居住の安定(基本法第16条関係)

(1) 公営住宅への優先入居等

【施策番号20】

ア 国土交通省においては、平成16年から17年にかけて、配偶者からの暴力被害者を始めとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用等について地方公共団体に対して配慮を依頼する通知を発出した。

さらに、平成23年度には、公営住宅への

優先入居等の手続の簡素化に関する通知を 発出した。

【施策番号21】

イ 独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住 宅における犯罪被害者等の入居優遇措置に ついては、機構賃貸住宅の空き家の状況及 び公営住宅における犯罪被害者等の受入状 況を踏まえれば、特段の入居優遇措置を行 うことなく犯罪被害者等の受入れが可能で あるが、今後も公営住宅における犯罪被害 者等の受入状況等を注視していくこととす る。なお、住宅に困窮する犯罪被害者等の 住宅を確保するため、公営住宅の管理主体 から機構賃貸住宅の借上げ等の要請があっ た場合には、柔軟に対応することとしてい る。

【施策番号22】

ウ また、国土交通省においては、警察等の 関係機関との連携を図り、犯罪被害者等の 支援のために適切な対応を図ることとして いる。なお、法務省作成の犯罪被害者等向 けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」に より、犯罪被害者等に対しても、公営住宅 への優先入居等の施策の周知が図られてい る。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保 【施策番号23】

ア 厚生労働省においては、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約した婦人保護施設や民間シェルター等において一時保護を実施しており、犯罪被害女性等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど柔軟に対応するとともに、加害者等の追求から逃れるため、都道府県域を超えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応を行うなど適切な運用に努めている。

厚生労働省においては、婦人相談所による一時保護件数等について、福祉行政報告例等でデータを把握しており、婦人相談所が婦人保護施設や民間シェルター等に一時保護委託をする場合は、同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、乳幼児用の単価を設定するなどの対策を行っている。また、従来から一時保護を要する女性については婦人相談所において一時保護(委託を含む。)を実施しており、配偶者からの暴力や人身取引被害女性等を含めた一時保護件数は、平成25年度で1万1,623件(要保護女性本人6.125件、同伴家族5.498

件)となっている。

一時保護の状況

	要保護女性本人の件数	同伴家族の件数	合計
平成22年度	6,357	5,509	11,866
平成23年度	6,059	5,187	11,246
平成24年度	6,189	5,376	11,565
平成25年度	6,125	5,498	11,623

提供:厚生労働省

【施策番号24】

イ 児童相談所においては、必要があると認めるとき、児童の一時保護(委託を含む。)を実施している。厚生労働省においては、「少子化社会対策大網」に基づき、虐待を受けた子供と非行児童との混合処遇等を改善するべく、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用を含め、児童相談所の一時保護所の環境改善を推進している(平成31年度までに全都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市で推進)。

厚生労働省においては、福祉行政報告例等により、児童相談所の一時保護所の一時保護所の一時保護日数や一時保護件数等のデータを把握している。平成25年度の一時保護所における一時保護延べ日数は61万8,009日であり、25年度の所内一時保護件数は2万1,281件、委託件数は1万2,016件となっている。

一時保護の状況

	一時保護所における 延日数	一時保護件数	一時保護 委託件数
平成21年度	551,691	19,298	7,531
平成22年度**	562,055	20,302	9,126
平成23年度	562,322	20,289	9,985
平成24年度	590,627	20,777	11,268
平成25年度	618,009	21,281	12,016

※平成22年度は、東日本大震災の影響によって、福島県を除いて集計した数値

提供:厚生労働省

【施策番号25】

ウ さらに,厚生労働省においては,平成24 年度から退所後の自立に向けた支援の一環 として,施設の近隣アパート等を利用して 生活訓練を行う場合に,建物の賃貸料の一